

袖ヶ浦市
地域福祉計画（第4期）
【概要版】（案）

令和8年 月策定

袖ヶ浦市

1 計画策定の背景

本市は、地域における様々な生活課題の解決に向けて、地域福祉を推進していく地域住民等が生きがいを持って活動に参加していくように、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）などの関係機関と連携し、地域福祉に関する各種事業に取り組んできました。

令和2年6月に策定した「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」（以下「前計画」という。）が、本年度をもって最終年度を迎えることから、国や県の動向、社会情勢の変化や市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で多様な地域福祉活動が展開され、地域共生社会の実現につながるよう、「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」（以下「第4期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 第4期計画を含めた各計画の法的根拠は以下のとおりです。

→社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」
→社会福祉法第106条の5第1項に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
→成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
→再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」

- 本市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」を踏まえ、福祉分野の上位計画として策定します。
- 社会福祉協議会が策定する「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第5期）」と整合を図ります。

3 計画期間

第4期計画の計画期間は、市の最上位計画である「総合計画」との整合を図り、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

地域福祉とは

地域福祉とは、対象者を限定せず、地域の中の困りごとを、地域住民や行政、社会福祉協議会、関係機関などとの関係性の中で解決していくための仕組みのことをいいます。

こうした地域福祉は、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、助け合いながら地域の課題解決に取り組んでいくことが重要なポイントとなります。



第2章 第3期計画の振り返り (本編 35~50 頁)

前計画の進捗状況の点検及び事業評価については、「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」において毎年度実施し、また、第4期計画を策定する前年度の令和6年度には、市民を対象とした住民意識調査(アンケート)、福祉関連事業所及び福祉関係団体を対象とした調査(アンケート及びヒアリング)、地区社会福祉協議会6地区ごとに地区懇談会を実施いたしました。

アンケート結果や地区懇談会などから、各地域における課題やニーズなどの意見を伺い、前計画の課題や成果を振り返り、第4期計画へ繋げる目標や施策の推進の方向性について、以下のようにまとめました。

1 福祉の情報提供と教育の充実

*本市では広報紙やホームページ、SNSの活用など多様な方法により福祉の情報提供に取り組んでいますが、更なる情報提供の充実が求められています。そのため、市民誰もが情報から取り残されることがないように、また、情報を活用して社会参加につながるように、デジタル技術の更なる活用や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

*福祉教育は、福祉活動の参加者の拡大や担い手の確保・育成に関係し、持続可能な地域福祉の推進のために不可欠であるため、福祉関連事業所や関係機関と連携し、幼少期から身近に学べる環境づくりが必要です。

➡ 第4期計画では、「目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり」において、「地域福祉活動に参加しやすい環境づくり」「地域福祉への意識の醸成」として施策の推進を図ります。

2 地域のつながりの充実

*地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い世代が、それぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じて気軽に参加できるように、地域交流や居場所づくりの活動を支援していく必要があります。また、支援が必要な人の早期把握や社会的孤立を防ぐため、地域の見守りや助け合いの活動が活発化するように、支援機関との連携強化を図っていく必要があります。

*災害や犯罪など、地域の安全が懸念される中で、緊急時・非常時に自助や互助・共助の取組が機能するように、地域の防災力・防犯力の向上が必要となっています。

➡ 第4期計画では、「目標2 地域のつながりや支え合いの充実」において、「地域交流の場づくり」「地域における見守り、支え合いの充実」「防犯・防災体制の充実」として施策の推進を図ります。

3 地域の福祉に関わる人材づくり

- ＊ボランティアの不足、高齢化が進んでいるため、ボランティア活動への理解と協力が得られるように、ボランティア情報の周知や活動への支援の充実、有償ボランティアなど新たな仕組みを検討していく必要があります。
- ＊ボランティア以外でも地域福祉活動の担い手や福祉関連事業所において人材の不足や高齢化が進んでいるため、研修会等の開催や福祉の仕事の魅力の発信、教育機関や地元企業等への働きかけにも取り組んでいく必要があります。

➡ 人材づくりは福祉教育との関わりも深いため、第4期計画では「目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり」において、「地域福祉に関わる人材づくり」として施策の推進を図ります。

4 地域福祉サービス・仕組みの充実

- ＊誰もが安全・安心に快適に暮らし、社会で活躍できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進し、移動環境の充実にも努める必要があります。
- ＊福祉人材の育成や福祉関連事業所におけるサービスの質を高めるための取組に対する支援を引き続き行うとともに、複雑化・複合化した困難事例に対応するために重層的支援体制整備事業を更に充実させ、包括的支援体制の構築を目指していく必要があります。あわせて、経済的な問題を抱えている生活困窮者の早期把握と継続的な支援の充実を図る必要があります。
- ＊認知症の高齢者等への後見人問題は今後ますます深刻化することが予想されるため、日常生活自立支援事業や成年後見支援事業の周知に引き続き取り組んでいくとともに、市と社会福祉協議会による地域連携ネットワークの中核機関との連携を深め、権利擁護に関する体制の充実を図っていくことが重要です。また、不当な差別の解消や虐待の防止等にも取り組む必要があります。

➡ 第4期計画では、「目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進」において、「人にやさしいまちづくりの推進」「分野横断的な支援体制の充実」「権利擁護の必要な方が安心して暮らせるための支援の充実」として施策の推進を図ります。

5 地域福祉推進への支援

- ＊地域の見守りや支え合い等の地区社会福祉協議会の活動の推進にあたっては、地域住民等の協力が必要なため、地区社会福祉協議会の周知を図り、地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援体制の充実を図っていく必要があります。
- ＊福祉関連事業所や福祉関係団体等の交流を深め、地域福祉活動が効果的・効率的に展開できるように、連携強化を図っていく必要があります。

➡ 地域福祉推進への支援は、地域の支え合いの仕組みづくりと関連性があるため、第4期計画では「目標2 地域のつながりや支え合いの充実」において、「地域の多様なつながりの醸成」として施策の推進を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方と目標 (本編 51~57 頁)

1 基本理念及び基本視点

地域共生社会の実現を目指して、以下の基本理念及び基本視点を設定します。

基本理念

市民誰もが活躍し、それぞれの地域で
その人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり

基本視点

- ① すべての個人の人間性を尊重します
- ② 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります
- ③ 安心に暮らせるための包括的な支援体制づくりを推進します

2 計画の目標

第4期計画の目標を以下のとおりとします。

目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり

持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指して、ボランティアや地域活動など、地域福祉活動をけん引する人材の育成に取り組みます。また、福祉教育や福祉情報の発信を推進し、地域の課題や地域福祉への関心が高まるように取り組みます。

目標2 地域のつながりや支え合いの充実

多様な居場所・交流の場づくりの支援を行うとともに、福祉関連事業所や福祉関係団体、地域住民、学校、企業等の多様な主体の協働による地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。また、住民同士のつながりを深めながら、防災力・防犯力の高い地域づくりを推進します。

目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

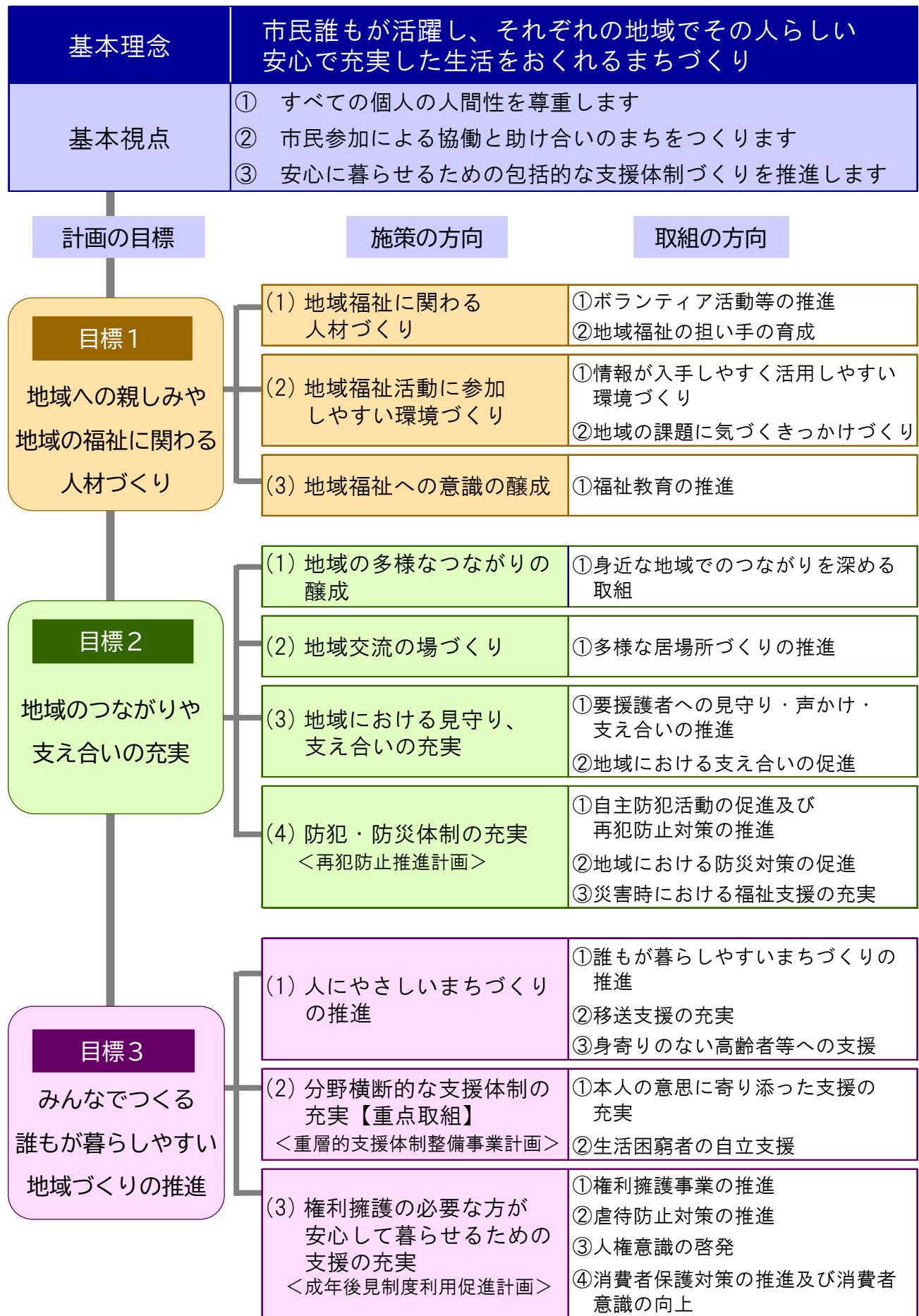
あらゆる立場の人が、快適に安心して暮らしていくように、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく整備や移動手段の充実などを推進します。また、権利擁護の推進や相談支援、公的サービスの質の向上等を図ります。さらに、特に困難な課題を抱える人（世帯）を支援に結び付けられるよう、所管分野を超えたつながりによる包括的な支援体制の整備を推進します。

3 成果指標

第4期計画の推進状況を把握する成果指標を以下のとおりとします。

成果目標	現状値（令和6年）	目標値（令和13年）
目標1 地域活動に参加したことがある高齢者の割合	63.3%	64.7%
目標2 地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	61.4%	65.0%
目標3 障がいのある人が安心して暮らしていると思う市民の割合	31.0%	33.1%
安心して子育てができると思う人の割合	82.6%	84.0%

4 計画の体系



第4章 目標の達成に向けた施策の推進 (本編 58~78 頁)

目標 1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり

施策の方向 1 地域福祉に関わる人材づくり

社会福祉協議会と連携を図りながら、幅広い世代へボランティア活動への参加の周知を図るとともに、活動参加への負担が軽減され、楽しみながら参加し続けられるように、ボランティア活動の環境の向上に向けた支援を行います。また、社会貢献活動に取り組むNPO法人について必要に応じて支援を行うとともに、人材の確保やスキルアップなどの支援に努めます。

取組の方向 1 ボランティア活動等の推進

ボランティアセンターの機能充実に向けた支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。地域福祉活動に参加している、または活動に興味のある市民が安心して活動に取り組めるように、必要となる知識や情報の提供、相談支援などを行います。

取組の方向 2 地域福祉の担い手の育成

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市や関係機関との連携強化を図ります。また、民生委員・児童委員の活動について、周知を図ります。

施策の方向 2 地域福祉活動に参加しやすい環境づくり

地域福祉に関する情報が入手しやすく活用しやすい環境づくりを進めます。また、地域課題への気づきや解決に向けた取組を進めていく上で、様々な分野における人材の活躍が期待されるため、福祉以外の分野とも連携・協働して取り組みます。

取組の方向 1 情報が入手しやすく活用しやすい環境づくり

市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ、公式SNSなど、多様な手法の活用を図ります。また、誰もが情報の入手や活用、意思疎通がしやすくなるように、ICT技術を活用した情報バリアフリーの推進を図ります。

取組の方向 2 地域の課題に気づききっかけづくり

これまで培ってきた知識や経験を活かしたい、あるいはキャリアアップや新たな経験を積んでみたいと考えている市民もいるため、福祉以外の分野と連携・協働し、学びの場や活動の充実に取り組みます。

施策の方向 3 地域福祉への意識の醸成

高齢者や障がい者、子育て世帯など、様々な立場や状況に置かれている方についての理解を深め、多様性を認め合いながら互いに支え合い、地域の課題解決に向けて自ら行動を起こしていくように、福祉講座やイベントの開催などを通じて福祉意識の醸成を図ります。

取組の方向 1 福祉教育の推進

全ての世代において誰もが身近に福祉について学ぶことができるよう、社会福祉協議会、福祉事業者や団体等と連携し、福祉体験機会の充実や啓発活動などを推進します。

目標 2 地域のつながりや支え合いの充実

施策の方向 1 地域の多様なつながりの醸成

地区の特性やこれまで積み上げてきた取組を活かし、地域福祉活動を展開していくように、自治会や地区社会福祉協議会など、様々な主体が連携・協力し、支え合いの輪を広げていきます。

取組の方向 1 身近な地域でのつながりを深める取組

1 治会への加入促進の啓発を行うとともに、地区社会福祉協議会や福祉関連事業所、福祉関係団体など様々な主体との連携強化を図り、地域の多様なつながりが深まるように取り組みます。

施策の方向 2 地域交流の場づくり

様々な地域住民との出会いや住民同士の絆を深め、孤独・孤立対策などにもつながるように、地域の居場所づくりの活動を支援していきます。

取組の方向 1 多様な居場所づくりの推進

1 子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるよう地域の特性に合った活動の場づくりを引き続き支援します。

施策の方向 3 地域における見守り、支え合いの充実

少子高齢化や単身世帯が増える中で、自ら支援を求めることができない人を早期に把握し、支援につなげられるように、地域の見守り、支え合いの充実を図ります。

取組の方向 1 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進

1 民生委員・児童委員やボランティア、自治会などを中心とした地域住民による声かけや見守り活動の促進、生活に密着した事業者などとも連携した見守りネットワークを推進します。

取組の方向 2 地域における支え合いの促進

2 地域団体の活動の促進や、自治会やボランティアなどとの連携により、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを推進します。

施策の方向 4 防犯・防災体制の充実

地域のつながりを深め、地域ぐるみで犯罪や災害の被害を防ぐ活動の促進を図ります。また、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時における福祉支援体制の充実を図ります。

取組の方向 1 自主防犯活動の促進及び再犯防止対策の推進

1 関係機関が連携し、通学時や遊びの時間帯などの見守り活動の充実を図ります。また、犯罪をした者が再び罪を犯すことがないように再犯防止対策を推進します。

取組の方向 2 地域における防災対策の促進

2 自主的な防災組織の結成促進や防災訓練への参加促進などにより、地域の防災力の強化に努めます。また、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター事業を支援します。

取組の方向 3 災害時における福祉支援の充実

3 高齢者や障がい者等の災害時の避難支援や、福祉避難所の整備、情報伝達手段の周知、災害時における福祉サービスの提供体制の整備に取り組みます。

目標 3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

施策の方向 1 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して地域で生活できるように福祉のまちづくりを推進します。また、高齢者や障がい者等の外出時の負担の軽減が図れるように、日常生活における移動支援の充実に努めます。

取組の方向 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

1 公共施設や設備等のハード面の整備や交通安全対策など、誰もが安全・安心に暮らせるような環境づくりに取り組みます。

取組の方向 2 移送支援の充実

2 各地区の状況を踏まえながら、交通の利便性の向上を図ります。一般の交通手段では、移送ボランティアなど市民の協力を得ながら移送支援の充実に努めます。

取組の方向 3 身寄りのない高齢者等への支援

3 日常生活支援や円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務など、頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題に対応できるように支援体制の強化を図ります。

施策の方向 2 分野横断的な支援体制の充実

重層的支援体制整備事業の推進やサービスの質の向上に取り組みます。また、様々な課題を抱える生活困窮者（世帯）の状況に寄り添いながら、包括的な支援を講じていきます。

取組の方向 1 本人の意思に寄り添った支援の充実

1 これまで取り組んできた施策を重層的支援と結び付けて、支援につなげていきます。また、質の高いサービスを提供できるように取り組みます。

取組の方向 2 生活困窮者の自立支援

2 専門性を有する支援員を配置した相談窓口「そでさぽ」において相談に応じ、生活困窮者（世帯）の自立と社会参加の促進に向けた包括的な支援を行います。

施策の方向 3 権利擁護の必要な方が安心して暮らせるための支援の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業を適切に利用できるように取り組みます。また、個人の権利や尊厳を守るために、権利擁護支援や虐待への対応強化や人権教育、消費者保護対策に取り組みます。

取組の方向 1 権利擁護事業の推進

1 判断能力が不十分な人だけでなく身寄りのない人も含めて、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援策の充実を図ります。

取組の方向 2 虐待防止対策の推進

2 虐待防止対策の総合的な支援の充実に取り組みます。また、複雑化・複合化した問題を抱えているケースもあるため、重層的支援体制整備事業として包括的な支援につなげていきます。

取組の方向 3 人権意識の啓発

3 誰もが差別されることなく多様性を認め合い、尊重し合いながら、それぞれが持つ個性と能力を発揮して自分らしい生き方ができるように、人権意識の啓発活動を推進します。

取組の方向 4 消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上

4 悪質商法や架空請求等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する注意喚起や相談体制の充実など、消費者保護施策を推進します。

第5章 包括的な支援による取組の推進（本編 79～102 頁）

包括的支援体制の整備の一環として、重層的支援体制整備事業、成年後見制度利用支援に関する事業、再犯防止に向けた取組を推進します。

1 重層的支援体制整備事業の推進（重層的支援体制整備事業実施計画）

重層的支援体制整備事業は、高齢者福祉や障がい福祉、子育て支援など、これまで分野ごとに取り組まれてきた施策を重層的支援と結び付けて、様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援につなげていく体制を整備する事業です。

市民や地域で活動する団体、関係機関等や様々な分野と連携し、「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を一体的に実施することで、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

2 成年後見制度利用支援に関する事業の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、その他の精神上の理由により判断能力が不十分なため契約などの法律行為を行えない人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うために整備された制度です。

成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加を目指します。

3 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

再犯防止の取組は市民が犯罪によって受ける被害を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであるため、地域の理解と協力を得ながら、犯罪や非行をした者の孤立を防ぎ、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう包括的に支援していくことが重要です。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、立ち直りに困難を抱える者も多くいるため、国や県、関係機関、団体等と連携協力しながら、犯罪や非行をした者が社会で孤立することなく、地域とつながりを持ちながら社会の一員として生活を再建できるような社会の実現を目指します。